

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成29年10月25日（水）11:05～11:12

2 場所 永田町合同庁舎 2階207会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

#### <事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

石谷 俊史 内閣府地方創生推進事務局参事官

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

安藤 毅 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

1 開会

2 議事 自家用有償運送に係る通知文（案）について

3 閉会

---

○八田座長 次は自家用有償です。

○事務局甲 お手元の資料をご覧ください。

現行の自家用有償と比較した場合に、特区の自家用有償についての比較で見ると、講習時間が現行の基準と比べて130分から480分という非常に長い基準であるということで、委員の皆様から御指摘をいただいたところですが、そこについて国土交通省に意見として投げたところ、その部分はいずれも努力義務として行うということで、義務の部分は非常に短縮された形になっているかと思えます。これにつきましては、養父市のほうにもこの案をお送りしたところ、事業を開始するに当たって特段これで問題ないということでございましたので、こちらで進めてはどうかということでございます。

この後はパブコメか何かを出すのですか。このままもう、通知を出すのですか。ここでもしも御意見がなければ、このような形で。

○原座長代理 いえ、これでは全然ダメで、努力義務の話は要らないのではないかという議論をこの間散々したわけです。

○阿曾沼委員 実際に運用すると、努力義務というのは、民間は絶対にやらなければいけないと思ってしまいますよね。

○事務局乙 資料の左側の130分というものが、市町村等がやる場合の既存の制度でしたが、前回、国土交通省が提示したのは、480分を義務付けるものでした。しかし、それは長過ぎますとのご指摘をいただいたところです。ただ、4番目の、基本的な接遇技術については、今回の新しいスキームは外国人を接遇するという建付けになっていますので、それについて必要性は認めるが、それ以外の部分については削減してほしいとのご指摘があったところです。ワーキングの中で委員の先生から、義務ではなく努力義務にするという手もありますねという御示唆もありましたので、今回、国土交通省のほうで再度検討して、480分が義務だったものは、ここの黄色い部分は努力義務ということで緩和しています。

阿曾沼委員の御指摘の努力義務については、この通知文で、市町村の判断でやらないこともできるとなっておりますので、養父市のように実施する必要はないと市町村のほうで判断すれば実施しなくて良いということになります。

○原座長代理 それはどこですか。

○事務局乙 後ろから3枚目、4の(7)です。ここの括弧書きで、運送者や市町村の判断により、運転者にこれらを受講させるよう努めるものとする、とあります。

○原座長代理 4のどこですか。

○事務局乙 後ろから3枚目の4の(7)、下から5行目ぐらいのところですか。

○原座長代理 この認定要領というのは何でしたっけ。この別紙1の、紙の性格は何でしたっけ。

○事務局乙 これは通知の一部です。

○原座長代理 国土交通省が市町村に出す通知ですか。

○事務局乙 はい、通知の一部です。

○原座長代理 市町村の判断によることであれば、ここに書く必要はないのではないかということで、努力義務ということを前回議論していたと思うのです。それが私の理解なのですが。

○事務局乙 (7)の規定を新設して、一方で(6)の時間を削減したものです。

○原座長代理 いえ、それは全部わかっています。

○事務局乙 既存の制度の時間は(6)で義務として残っていますが、(7)の部分は全部努力義務に緩和されていて、市町村が判断して、実施しなくても良いという建付けになっています。

○原座長代理 市町村の判断でよろしいのであれば、(7)は全部落とされたらよろしいのではないかと。

○事務局乙 それは前回のワーキンググループヒアリングでも国土交通省が御説明をして

いましたが、附帯決議においてきちんと、タクシー並みの安全管理等の講習はするようという記述がありますので、それは尊重しないといけないというところです。

○原座長代理 附帯決議との関係は接遇技術のところに対応されているのではないのですか。

○事務局乙 そこについては、外国人向けであるということで追加されております。これは45分ですがタクシー事業者と同等としてしまいますと、二種免許を取るのに通常は1～2か月かかりますし、講習の時間もかなりの時間がかかりますけれども、それよりは大幅に圧縮しているということでもあります。

○原座長代理 国土交通省からもう一回お話を聞きましょう。

○八田座長 はい。来てもらうほうがいいですね。それはここで議論しましょう。

○事務局乙 はい。